

第154回 定時株主総会招集ご通知

●開催日時

2020年5月19日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

●開催場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

<新型コロナウイルスによる感染症予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会当日、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございます。ご出席される株主様におかれましても、マスク着用などの感染予防にご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、郵送やインターネット等により事前に議決権行使いただけますので、併せてご利用くださいますようお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（<https://www.takashimaya.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

目次

P 1	▶ 第154回定時株主総会招集ご通知
P 5	▶ 株主総会参考書類
	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役12名選任の件
	第4号議案 監査役1名選任の件
	第5号議案 補欠監査役1名選任の件
	第6号議案 取締役賞与支給の件
	第7号議案 社外取締役の報酬額改定の件

(第154回定時株主総会招集ご通知添付書類)

P25	▶ 事業報告
	1. 企業集団の現況に関する事項
	2. 会社の株式に関する事項
	3. 会社の新株予約権等に関する事項
	4. 会社役員に関する事項
	5. 会計監査人の状況
	6. 業務の適正を確保するための体制
	7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

P54 ▶ 計算書類等

P58 ▶ 監査報告書

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**
取締役社長 村田 善郎

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第154回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますよう
ご案内申し上げます。 敬 具

記

日 時 2020年5月19日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

1. 第154期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第154期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第7号議案 | 社外取締役の報酬額改定の件 |

招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、**2020年5月18日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類（5ページから24ページ）をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類（5ページから24ページ）または議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきたく存じますので、お手数ながら同用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<https://www.takashimaya.co.jp/>に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<https://www.takashimaya.co.jp/>に掲載させていただきます。

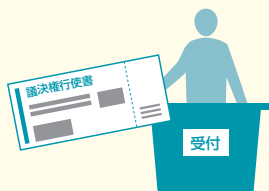
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

5ページから24ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年5月19日 (火) 午前10時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2020年5月18日 (月) 午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>
(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年5月18日 (月) 午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

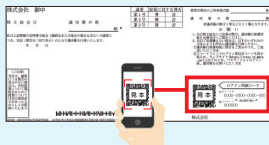
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

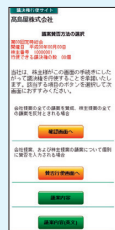
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

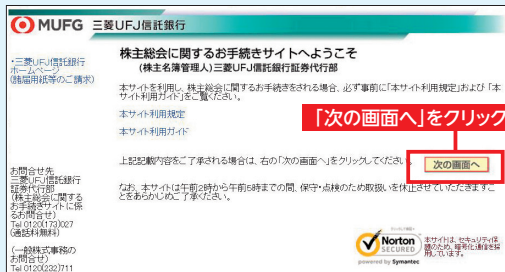
- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



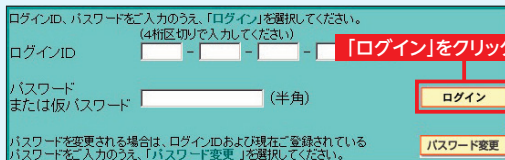
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円と併せて1株につき24円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円

総額2,000,800,416円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するとともに、変更案第2条第4号及び第6号に包含される現行定款第2条第4号及び第5号を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的)当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(目的) (現行どおり)
1.~3. (条文省略)	1.~3. (現行どおり)
<u>4.介護保険法に基づく特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売</u>	(削 除)
<u>5.介護保険法に基づく福祉用具貸与および介護予防福祉用具貸与</u>	(削 除)
(新 設)	<u>4.介護保険法に基づく居宅サービス事業</u>
(新 設)	<u>5.介護保険法に基づく第一号事業</u>
(新 設)	<u>6.介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u>
(新 設)	<u>7.介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u>
(新 設)	<u>8.介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u>
(新 設)	<u>9.介護・介護予防、健康に関するコンサルティング業務</u>
<u>6.~24.</u> (条文省略)	<u>10.~28.</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、この総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役を1名増員し、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位		2019年度における取締役会出席状況
1	鈴木弘治	取締役会長（代表取締役）	再任	14/14回（100%）
2	村田善郎	取締役社長（代表取締役）	再任	14/14回（100%）
3	栗野光章	専務取締役（代表取締役）	再任	14/14回（100%）
4	山口健夫	常務取締役（代表取締役）	再任	14/14回（100%）
5	岡部恒明	常務取締役（代表取締役）	再任	14/14回（100%）
6	亀岡恒方	常務取締役	再任	14/14回（100%）
7	井上淑子	常務取締役	再任	12/12回（100%） （就任以降）
8	高久充	常務執行役員	新任	—
9	後藤晃	取締役	再任 社外 独立役員	14/14回（100%）
10	鳥越けい子	取締役	再任 社外 独立役員	14/14回（100%）
11	横尾敬介	—	新任 社外 独立役員	—
12	有馬充美	—	新任 社外 独立役員	—

候補者番号 **1** | すずき こうじ
鈴木 弘治 (1945年6月19日生)

再任

所有する当社の株式の数
88,600株

● 略歴、地位及び担当

- 1968年3月 当社入社
- 1995年5月 当社取締役本社経営企画室長
- 1997年5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
- 1999年3月 当社専務取締役（代表取締役）広域事業本部長
- 2001年3月 当社取締役副社長（代表取締役）百貨店事業本部長、広域事業本部長
- 2003年3月 当社取締役社長（代表取締役）百貨店事業本部長
- 2007年3月 当社取締役社長（代表取締役）
- 2014年2月 当社取締役会長（代表取締役）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号 **2** | むらた よしお
村田 善郎 (1961年10月26日生)

再任



所有する当社の株式の数
19,900株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年 4月 当社入社
- 2011年 5月 当社営業本部柏店長
- 2013年 2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年 2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、
企画本部開発グループ長、アジア開発室長、
日本橋再開発計画室副室長
- 2015年 5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年 8月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、企画本部副本部長、
経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年 3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2019年 3月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当
- 2020年 3月 当社取締役社長（代表取締役）業務監査室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

代表取締役常務総務本部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、2019年より代表取締役社長を務めており、リーダーシップと発想力、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3** | あわのみつあき
栗野 光章 (1957年7月2日生)

再任



所有する当社の株式の数
22,600株

● 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2005年3月 当社百貨店事業本部大阪店副店長
- 2009年3月 当社営業本部泉北店長
- 2010年2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長
- 2011年2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長、MD政策室長
- 2013年2月 当社執行役員営業本部大阪店長
- 2016年5月 当社常務取締役関西代表、営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）大阪店長
- 2019年3月 当社専務取締役（代表取締役）営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

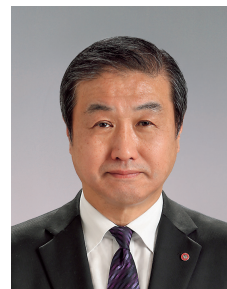
なし

● 取締役候補者とした理由

MD本部副本部長、常務取締役関西代表・大阪店長などを経て、2019年より代表取締役専務営業本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **4** | やまぐち たけお
山口 健夫 (1954年6月25日生)

再任



所有する当社の株式の数
14,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1977年4月 当社入社
- 2006年9月 当社百貨店事業本部日本橋店副店長、総務部長
- 2007年3月 当社営業本部日本橋店副店長
- 2009年3月 当社営業本部大宮店副店長、営業推進部長
- 2010年2月 当社営業本部大宮店長
- 2014年2月 当社執行役員購買本部長
- 2015年3月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、購買管理室長
- 2016年3月 当社執行役員総務本部副本部長、人事部長
- 2018年5月 当社常務取締役総務本部長、秘書室担当
- 2019年3月 当社常務取締役(代表取締役)総務本部長、秘書室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

総務部長、人事部長などを経て、2019年より代表取締役常務総務本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5** | おかべ つねあき
岡部 恒明 (1961年4月21日生)

再任

所有する当社の株式の数
11,400株

● 略歴、地位及び担当

1984年4月 当社入社

2012年2月 当社営業本部京都店副店長

2013年2月 当社営業本部日本橋店副店長

2014年2月 当社執行役員営業本部京都店長

2018年5月 当社常務取締役営業本部営業推進部長

2019年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当

2020年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

京都店長、常務取締役営業推進部長などを経て、2019年より代表取締役常務企画本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **6** | かめおか つねかた
亀岡 恒方 (1959年1月31日生)

再任



所有する当社の株式の数
16,800株

● 略歴、地位及び担当

1981年4月 当社入社

2009年3月 当社営業本部京都店副店長

2012年2月 当社営業本部大阪店副店長

2013年2月 当社執行役員営業本部日本橋店長

2016年5月 当社常務取締役営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）副本部長、MD副本部長、日本橋再開発担当

2019年3月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社岡山高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社岡山高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

日本橋店長、常務取締役MD副本部長などを経て、2019年より常務取締役関西代表・大阪店長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号 7 | いのうえ よしこ
井上 淑子 (1961年1月4日生)

再任



所有する当社の株式の数
8,200株

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 株式会社横浜高島屋（現株式会社高島屋）入社
- 2009年3月 タカシマヤ・フィフスアベニュー・CORP. 取締役社長
- 2011年2月 当社営業本部玉川店長
- 2016年3月 当社執行役員営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）新宿店長
- 2019年5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

新宿店長などを経て、2019年より常務取締役MD本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 8 | たか く みつる
高久 充 (1959年3月1日生)

新任



所有する当社の株式の数
9,600株

● 略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社

2009年9月 当社総務本部人事部副部長

2012年2月 当社執行役員総務本部副本部長、人事部長

2013年2月 株式会社グッドリブ代表取締役社長

2016年3月 当社上席執行役員営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)宣伝部長

2020年3月 当社常務執行役員営業本部企画宣伝部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社伊予鉄高島屋取締役

株式会社岡山高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社伊予鉄高島屋取締役

株式会社岡山高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

総務本部副本部長・人事部長、宣伝部長などを経て、本年より企画宣伝部長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者番号 **9** | **ごとう** **あきら**
後藤 晃 (1945年9月7日生)

再任
 社外
 独立役員



所有する当社の株式の数
 3,800株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年2月 公正取引委員会委員
- 2007年6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **10** | とりごえ
鳥越 けい子 (1955年5月8日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
3,700株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 サウンドスケープ・デザイン研究所
(現サウンドスケープ研究機構・鳥越アトリエ) 主宰
- 1994年4月 聖心女子大学教育学科助教授
- 2002年4月 聖心女子大学教育学科教授
- 2008年4月 青山学院大学総合文化政策学部教授、現在に至る。
- 2010年4月 日本サウンドスケープ協会 (現一般社団法人日本サウンドスケープ協会)
理事長 (現代表理事)、現在に至る。
- 2012年4月 法政大学エコ地域デザイン研究センター客員研究員、現在に至る。
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

一般社団法人日本サウンドスケープ協会代表理事

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **11** | よこ お けい す け
横尾 敬介 (1951年11月26日生)

新任
 社外
 独立役員



所有する当社の株式の数
 0株

● 略歴、地位及び担当

- 1974年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2001年 6月 みずほ証券株式会社常務執行役員経営企画グループ長
- 2007年 4月 同社取締役社長
- 2011年 6月 同社取締役会長
- 2015年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
- 2016年10月 第一生命保険株式会社社外取締役、現在に至る。
- 2017年 6月 日本水産株式会社社外取締役、現在に至る。
- 2019年 5月 ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長、現在に至る。
- 2019年12月 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 第一生命保険株式会社社外取締役
- 日本水産株式会社社外取締役
- ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長
- 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

みずほ証券株式会社取締役社長及び取締役会長等を歴任され、経営者としての豊富な経験を有しております。また2019年まで経済同友会副代表幹事・専務理事、現在は産業革新投資機構社長を務めており、企業の経営課題に関して深い知見を有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **12** | ありま あつみ
有馬 充美 (1962年8月11日生)

新任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
0株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザー一部長
- 2016年4月 同行執行役員国際営業部長
- 2019年4月 西武鉄道株式会社社外取締役、株式会社プリンスホテル社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 西武鉄道株式会社社外取締役
- 株式会社プリンスホテル社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

株式会社みずほ銀行執行役員国際営業部長等を歴任され、金融の分野における豊富な経験を有しております。また企業が意識すべき社会的課題に関し、学びや取組を通じて深い知見を有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 後藤 晃、鳥越けい子、横尾敬介、有馬充美の4氏は、社外取締役の候補者であり、いずれも当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 当社は後藤 晃、鳥越けい子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、横尾敬介、有馬充美の両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 有馬充美氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の元業務執行者（2017年12月退任）でありましたが、同行からの借入は当社グループの連結総資産の0.4%未満であります。また、同行は当社の取引先でもあります。同行との過去3年間の取引額は、いずれの年も同行年間連結売上高及び当社年間連結売上高のいずれに対しても0.003%未満であり、当社の「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしていることから同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
4. 後藤 晃、鳥越けい子の両氏は、2014年5月から当社社外取締役役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって6年間であります。
5. 当社は後藤 晃、鳥越けい子の両氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、後藤 晃、鳥越けい子の両氏の再任が承認された場合、両氏と当該契約を継続する予定であります。また、横尾敬介、有馬充美の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社ウェブサイト「高島屋オンラインストア」に掲載の化粧品等の一部ブランド商品において、実際の実原産国(地)と異なる国名を表記し販売しており、この表記が景品表示法に違反するものとして、消費者庁から2019年6月13日付で措置命令を受けました。後藤 晃氏、鳥越けい子氏は、当時これらの行為を認識していませんでしたが、両氏は平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件判明後は、当社及び当社グループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに再発防止策の策定につき積極的な発言や指導を行い、コンプライアンス体制の強化に関する取組につき継続的に確認をするなど、その職責を果たしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 平本 彰氏は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かたおか ふ じ え

片岡 不二恵 (1959年10月27日生)

新任

● 略歴及び地位

1982年4月 当社入社

2015年3月 当社業務監査室長

2017年3月 当社執行役員総務本部総務部長

2018年3月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長

2020年3月 当社監査役付、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 監査役候補者とした理由

業務監査室長、総務本部副本部長・総務部長などを経験しており、財務及び会計をはじめとする会社の管理に関する適切な知見を有していることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
6,900株

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2019年5月21日開催の第153回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

すがはら くにひこ
菅原 邦彦 (1952年3月8日生)

社外 独立役員



所有する当社の株式の数
0株

● 略歴及び地位

1979年3月 公認会計士登録、現在に至る。

1997年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員

2013年8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。

2013年8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表

株式会社サカタのタネ社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 菅原邦彦氏は、補欠社外監査役の候補者であり、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 菅原邦彦氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】

≪社外役員の独立性判断基準≫

当社は、社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「社外役員の独立性判断基準」を独自に定めており、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断しております。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(※1)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループの主要な取引先^(※2)の業務執行者
- ③ 当社グループの主要な借入先^(※3)の業務執行者
- ④ 当社の主要株主^(※4)またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが主要株主^(※4)である会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に多額^(※5)の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから、多額^(※5)の寄付または助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑩ 上記②～⑨のいずれかに過去3年間において該当していた者
- ⑪ 次のいずれかに掲げる者（重要な者^(※6)に限る）の配偶者または二親等内の親族
 - A) 当社グループの業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 - B) 就任前1年間のいずれかの時期において、前A)に該当していた者
 - C) 上記②～⑨のいずれかに該当する者

- ⑫ その他、一般株主との間に実質的な利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
- ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう
 - ※2 当社グループの主要な取引先とは、過去3年間のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、またはその取引先の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた取引先をいう
 - ※3 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している借入先をいう
 - ※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者をいう
 - ※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の2%を超えることをいう
 - ※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期の功勞に報いるため、当期の利益、従来取締役賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役9名（社外取締役を除きます。）に対し総額4,100万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第7号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額5億5,000万円以内（うち社外取締役分3,600万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき現在に至っておりますが、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役を1名増員することに伴い、取締役の報酬額のうち社外取締役分の報酬額を増額いたしたいと存じます。つきましては、取締役の報酬額については、引き続き年額5億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、社外取締役分の報酬額を年額5,000万円以内へと改定いたしたいと存じます。社外取締役の報酬額改定を付議することについては、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合には、取締役は12名（うち社外取締役4名）となります。

以上

事業報告 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米中貿易摩擦の長期化等による世界経済の減速を反映して力強さを欠きました。とりわけ、昨年10月の消費税率引き上げ以降、増税前の駆け込み需要の反動や記録的な暖冬等により個人消費の動きは弱く、加えて新型コロナウイルスによる影響の深刻化は訪日客の減少にとどまらず世界経済全体に大きな影響を与え、国内景気においてもマイナス成長に転ずる懸念が強まっております。

このような環境の下、当社は経営方針において「グループシナジーの最大化による成果発揮」を経営目標とし、まちづくり戦略の進化やお客様づくりの深耕・拡大などに取り組んでおります。まちづくり戦略においては、「街のアンカーとしての役割発揮」「館の魅力最大化」の2つの考え方をもち、「日本橋高島屋S.C.」のグランドオープンや、「玉川高島屋S・C」開店50周年に伴う改装、「高島屋東別館」(大阪市)のリノベーションオープンなどを具現化いたしました。

また、デジタル技術の活用におきましては、お客様づくりの深耕・拡大に努めたほか、ワークスタイル改革や業務の効率化にも取り組んでまいりました。ネットビジネスでは、店頭とネットの使い分けニーズを含め、楽しさと利便性の向上に努めております。

持続可能な社会の実現に向けた取組といたしましては、脱炭素社会の実現に向け事業活

動で使用する電力を、再生可能エネルギーへの100%転換を目指す国際的イニシアチブ「RE100」、及び事業活動で使用する車両を100%電気自動車化する国際的イニシアチブ「EV100」に参加いたしました。

当期の連結業績につきましては、連結営業収益は919,094百万円(前年比0.7%増)、連結営業利益は25,582百万円(前年比4.0%減)、連結経常利益は23,200百万円(前年比25.7%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、16,028百万円(前年比2.5%減)となりました。

当期の単体業績につきましては、売上高は707,618百万円(前年比1.1%減)、営業利益は3,928百万円(前年比54.0%減)、経常利益は8,534百万円(前年比59.5%減)となり、当期純利益は、9,296百万円(前年比11.0%減)となりました。

なお、当連結会計年度より、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社について、IFRS第16号「リース」を適用しております。なお、遡及適用しないため、適用前の前連結会計年度実績値で前年比較を行っております。

事業のセグメント別の概況は、次のとおりであります。

◆百貨店業

百貨店業での営業収益は784,775百万円(前年比0.9%減)、営業利益は6,938百万円(前年比20.2%減)となりました。

国内百貨店におきましては、消費税率引き上げ前の昨年9月には想定を上回る駆け込み需要がありました。増税後の反動減は想定範囲内であったものの、大型台風による店舗の臨時休業や2年連続の暖冬に加え、本年1月の新型コロナウイルス発生後、中国からの団体旅行客の急減に伴いインバウンド売上は急激な減少となりました。加えて、不要不急の外出や集会を避ける政府からの要請により、来店客数は減少し、以降、売上高は前年を大きく下回りました。

店舗施策につきましては、日本橋店の改装に合わせて約6,000㎡の屋上庭園や高いサービスクオリティーの新しい車寄せ、大阪に次ぐ新たな文化発信拠点「高島屋史料館TOKYO」など、憩いのスペースや生活文化を提案する施設等を導入いたしました。

港南台店につきましては、本年8月に閉店することを決定いたしました。また、米子高島屋につきましては、本年3月に地元企業に全保有株式を譲渡いたしました。商標等ライセンス契約を締結し、店舗運営のための事業支援をしております。

商品施策につきましては、百貨店の強みである編集力を生かした売場開発に引き続き努めてまいりました。大阪店におきましては、昨年10月においしさ、食の安全・安心を追求して厳選した食品を取り揃える自主編集売

場「高島屋ファーム」を導入いたしました。横浜店におきましては、2021年春の食料品フロア増床グランドオープンに先駆け、昨年11月に北海道の素材にこだわる洋菓子ブランド「グッドモーニングテーブル」を、関東初の常設売場として増床エリアにオープンいたしました。

顧客施策につきましては、大型店を中心にコンシェルジュを再配置し、お客様をお迎えする販売体制を整えました。また、キャッシュレス決済の流れが進む中、利便性向上に向け、NTTドコモの「d払い」等のスマホ決済サービスの利用を全店に拡大いたしました。インバウンド需要への対応におきましては、電子決済拡充や免税手続き簡便化など、お買物環境の整備のほか、旅行、金融、交通系の海外企業との協働による集客強化に継続して努めております。

文化発信につきましては、日本橋店のグランドオープンに合わせ、「美しい暮らしスタイル」の発信をテーマとする「高島屋史料館TOKYO」をオープンいたしました。近現代の生活文化へ百貨店が与えた影響を紐解き、暮らしを心豊かにする情報・体験を提供してまいります。

海外におきましては、「シンガポール高島屋」が改装効果等により売上高を伸ばしましたが、IFRS第16号適用による会計方針の変更のため賃料収入が減少し、減収増益となりました。昨年8月に予定を変更して営業継続を決定した「上海高島屋」は、セールスの売上効果もあり、現地通貨ベースでは増収増益と

なりましたが、為替の影響により減収増益となりました。「ホーチミン高島屋」は、現地経済の拡大に加え、季節催事の好調もあり増収増益となりました。開業1周年を迎えた「サイアム高島屋」は、交通インフラの整備の遅れもあり苦戦が続いておりますが、現地のお客様ニーズを捉えたMDの再構築を進め、早期黒字化を目指してまいります。

◆ 商業開発業

商業開発業での営業収益は45,531百万円（前年比4.2%増）、営業利益は9,922百万円（前年比5.4%増）となりました。

商業開発業におきましては、東神開発株式会社が開店50周年を迎えた「玉川高島屋S・C」において、“過ごす場・集う場”として屋上庭園の改装や、食料品フロア全体のリニューアルを実施いたしました。また、流山おおたかの森駅周辺エリア（千葉県流山市）では、新たに3施設の開発を推進し、本年1月には駅前広場と一体となった商業施設の開発に着工いたしました。

本年1月には、大阪店に近接し事務別館として活用してきた「高島屋東別館」を、文化的価値の高い建築様式を生かした営業別館としてリノベーションし、アジア最大規模の不動産会社キャピタランドグループのアスコット社が運営するサービスレジデンス「シタディーンなんば大阪」をメインテナントとして開業いたしました。なお、同別館においては、当社のアーカイブスの拠点であり70周年を迎えた「高島屋史料館」をリニューアルいたしました。

海外においては、成長が見込まれるベトナムにおいて更なる事業展開を図っております。ホーチミンのサイゴンセンター事業、ハノイのスターレイク・プロジェクトに加えて、商業・オフィス複合ビル「インドチャイナプラザ・ハノイ」を所有・運営する現地法人を連結子会社といたしました。トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.は、歩合家賃収入の増加等により現地通貨ベースでは増収となりましたが、為替の影響により減収となりました。一方、営業利益はIFRS第16号適用による会計基準の変更もあり増益となりました。

なお、当連結会計年度より、従来「不動産業」としていた報告セグメントの名称を「商業開発業」に変更しております。これは、当社が推進する「まちづくり戦略」において、資産・施設の管理・運営等にとどまらず、百貨店業とのシナジー効果を発揮する商業施設づくりに、より一層取り組んでいくことを、東神開発株式会社の海外事業が本格化してきた当連結会計年度において、改めて明確にするためであります。当該セグメント名称の変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

◆ 金融業

金融業での営業収益は17,457百万円（前年比9.8%増）、営業利益は4,878百万円（前年比10.4%減）となりました。なお、当連結会計年度より金融業に高島屋保険株式会社を加えております。

金融業におきましては、高島屋クレジット

株式会社が、大型各店等におけるカード即日発行サービスを開始するなど、会員数及びカード取扱高の増加による手数料収入等の増大に努めました。しかしながら、外商お客様専用の新カード「タカシマヤカード《プレミアム》」の発行に伴う一時費用や、本年3月の高島屋クレジット株式会社と高島屋保険株式会社の合併に係る諸費用が発生したことなどから、増収減益となりました。

◆ 建装業

建装業での営業収益は33,190百万円（前年比33.9%増）、営業利益は1,779百万円（前年比144.6%増）となりました。

建装業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、投資の活発なホテルやラグジュアリーブランド・ブティックなどの商業施設からの受注増により売上を伸ばし、増収増益となりました。

◆ その他の事業

クロスメディア事業等その他の事業全体での営業収益は38,138百万円（前年比4.7%増）、営業利益は2,562百万円（前年比8.1%増）となりました。

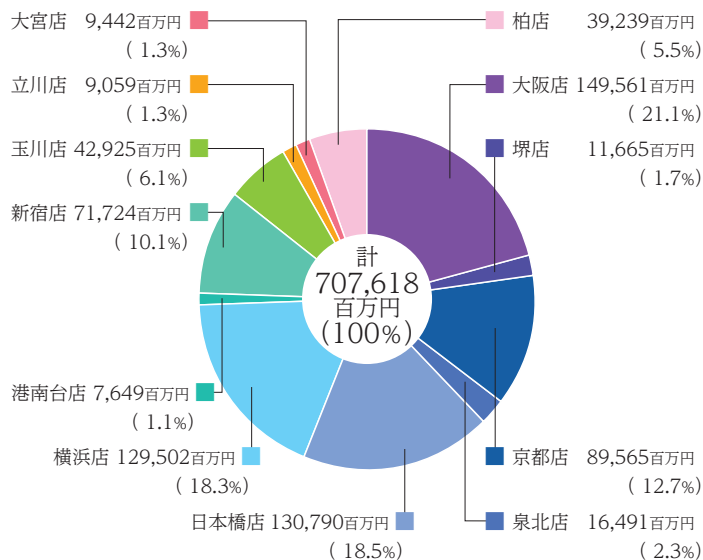
その他の事業におきましては、クロスメディア事業でカタログ販売の好調が続き増収増益となりました。さらに、タカシマヤトランスコスモスインターナショナルコマースPTE.LTD.や、株式会社セレクトスクエアの業績改善が進み、その他の事業全体でも増収増益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

当社の店別及び商品別売上高

▶ 店別売上高

店別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
■ 大阪店	149,561	21.1	1.6
■ 堺店	11,665	1.7	△7.6
■ 京都店	89,565	12.7	△0.9
■ 泉北店	16,491	2.3	△3.7
■ 日本橋店	130,790	18.5	1.1
■ 横浜店	129,502	18.3	△2.3
■ 港南台店	7,649	1.1	△4.1
■ 新宿店	71,724	10.1	△4.1
■ 玉川店	42,925	6.1	△1.9
■ 立川店	9,059	1.3	△5.9
■ 大宮店	9,442	1.3	△5.3
■ 柏店	39,239	5.5	△1.8
計	707,618	100.0	△1.1



注 記

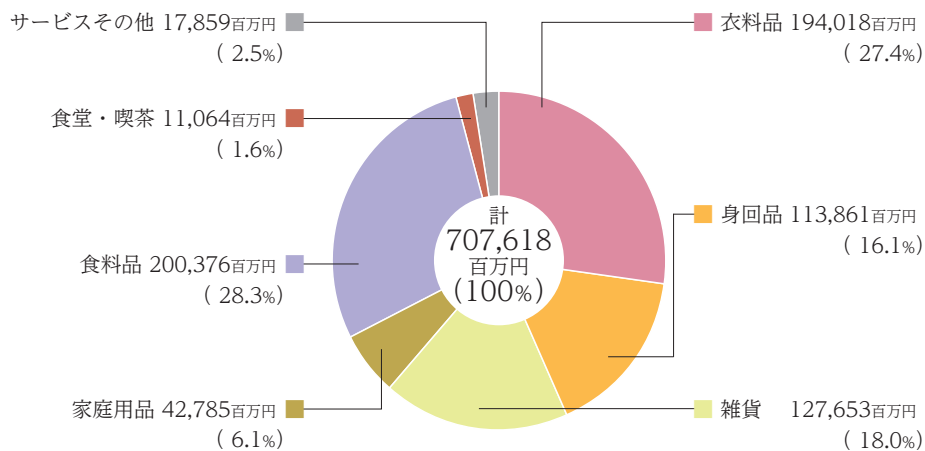
- ① 当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部(33,916百万円、前年比2.1%減)及びクロスメディア事業部(18,421百万円、前年比5.0%増)の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。

ご参考

- 百貨店業（国内連結子会社4社）の店別売上高
 - 株式会社岡山高島屋（岡山店）：18,527百万円（前年比 0.8%増）
 - 株式会社岐阜高島屋（岐阜店）：13,631百万円（前年比 3.0%減）
 - 株式会社米子高島屋（米子店）：4,503百万円（前年比 5.9%減）
 - 株式会社高崎高島屋（高崎店）：16,002百万円（前年比 0.7%増）
- 当社及び上記国内連結子会社4社の合計売上高（2019年3月1日から2020年2月29日まで）は760,284百万円（前年比1.1%減）であります。

▶商品別売上高

商品別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣料品	194,018	27.4	△2.8
身回品	113,861	16.1	1.0
雑貨	127,653	18.0	△1.0
家庭用品	42,785	6.1	△4.7
食料品	200,376	28.3	△0.4
食堂・喫茶	11,064	1.6	△8.3
サービスその他	17,859	2.5	11.3
計	707,618	100.0	△1.1



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は42,487百万円であります。主なものとして、当社は高島屋東別館リノベーション関連であり、子会社は東神開発株式会社の流山周辺開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は借入金返済の一部および運転資金に充当するため、金融機関からの借入により7,500百万円を調達しました。

④ 対処すべき課題

米中貿易摩擦や世界各地で頻発する異常気象など国際情勢が不透明さを増す中、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は観光産業にとどまらず、サプライチェーンの分断によって製造業にも波及し、世界経済全体にマイナス影響が拡大しています。

国内においては、超高齢化社会を迎え少子化による人口減少が加速し、消費増税後の消費減退も続く中、終息の目途が立たない新型コロナウイルスの影響による社会不安の拡大もあり、国内景気は減速・悪化傾向が強まっています。一方で、今回の危機がきっかけとなり、デジタルトランスフォーメーションによる人々の生活やビジネスの在り方、働き方の変革が生まれるほか、ECの一層の成長が想定されます。

また、循環型や脱炭素といった環境負荷削減を実現するグローバルな経済活動が急速に広がるなど、企業には持続可能な社会の実現に向けた取組の必要性が高まっております。

こうした中、当社グループは、「グループ総合戦略『まちづくり』の深耕・拡大と『グループコスト構造改革』の断行」を本年度の経営課題に掲げ、各事業の成長を目指してまいります。

とりわけ、消費者のニーズが多様化する中、業態を超えた競合が激化し、国内の人手不足などからくるコスト上昇もあり、低下している百貨店業の収益力を改善させるべく、

将来の成長の礎となる構造改革の具体的施策をスタートさせます。

百貨店業におきましては、営業力強化と営業費構造改革の両軸で施策を実行してまいります。営業力強化に向けて、百貨店業だけではなく、東神開発株式会社、株式会社アール・ティー・コーポレーションをはじめとするグループ力を結集し、集客の要であるフードビジネスや高い利益率のファッション事業を再構築してまいります。

フードビジネスにおいては、ファッション等のプライベートブランドや、味百選などの自主編集売場における新規ブランド・商材の発掘・開拓や、出来立てを提供するライブ感、エンターテインメント性の高い売り方変革に取り組み、百貨店・SCの集客力を高めてまいります。

また、ファッション・アパレル事業の再生においては、自ら仕入れ自ら販売する自主編集売場・特徴化ショップを当社の強みとして、ディレクション機能を強化し、高感度でお客様の期待を上回る商品の仕入れを実現するなど、専門店との差異化・特徴化を進めます。また、大手お取引先と協同で、商品カテゴリーを越えた売場開発に取り組んでまいります。

さらに、商品利益率の低下に歯止めをかけるMDの再構築に取り組めます。店頭マネジメント体制を見直し、販売と仕入れ双方の権

限を有するマネジャーを配置、地域のお客様ニーズを先取りした話題性の高い品揃えを具現化することに加え、お取引先とともに売場運営コストを効率化し、双方の利益に寄与する売場開発にも取り組んでまいります。

営業費構造改革に向けては、組織・運営体制の見直しによる効率化と生産性向上に取り組めます。全ての営業費をゼロベースで見直し、業務のスクラップや合理化、システム化によるコストダウンを図ってまいります。また、売場運営体制の見直しや、百貨店とグループ会社間の重複業務の解消により、少人数で高い生産性を生み出す体制を構築してまいります。

持続可能な社会の実現につきましては、環境負荷削減に向けた取組として、レジ袋および紙製食料品用手提袋の素材切り替え・有料化を本年4月に実施するなど、品揃え、サービス、環境面におけるユニバーサル化も進めてまいります。

海外店舗につきましては、各国ともに新型コロナウイルスによる影響が非常に大きく、業績への影響が見通せない状況にあります。当社ができることを着実に取り組み、アジアにおける成長の基盤を築いてまいります。周辺地域のインフラ整備の遅れなどの課題を抱える「サイアム高島屋」におきましては、お客様ニーズに即した品揃えの継続的な見直しに努め、「上海高島屋」は、営業体制

の再構築によるローコスト経営を推進し、収益改善を進めます。

商業開発業では、東神開発株式会社が百貨店と連携し、「玉川高島屋S・C」を「過ぎし・集い・共感を育む、玉川流ライフスタイルセンター」としてリニューアルさせ、「流山おたかの森S・C」では人々が豊かに過ごせる街のコミュニティー空間の提供に向け、周辺開発をさらに推進します。海外では、市場拡大が見込めるベトナムに経営資源を集中投下してまいります。ハノイ市の不動産開発事業「スターレイク・プロジェクト」に参画し、2021年初めにバイリンガルスクールを開校するとともに、2022年以降には商業を中心とする複合施設の事業を開始する予定です。

金融業では、当社グループにおけるプラットフォームの統一を図るべく、高島屋クレジット株式会社（カード事業）と高島屋保険株式会社（保険代理業）を合併し、本年3月に「高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社」を設立いたしました。クレジットカード事業を起点に、お客様に寄り添った資産形成や資産保全等のファイナンシャルサービスを展開し、事業の強化・拡大を図ってまいります。

建築業では、高島屋スペースクリエイティブ株式会社が、東京オリンピック・パラリンピック後の受注減に対応すべく、企画、デザインなどのソフト機能を高め、提案型営業による競争力・収益力向上を図ってまいります。

まちづくり戦略の中でも第三のまちとして位置づけられるEC事業では、集荷・出荷業務をシステムにより効率化させると同時に、ライフステージ型ギフトや自家需要商材を中心に、品揃えの強化に取り組んでまいります。ECサイトの機能やサービスを向上させ、ネットとリアル店舗の一層のシナジー発揮を目指します。

内部統制システムにつきましては、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化し、豪雨や地震など、自然災害時の事業継続や災害対策プランの構築等に取り組んでまいります。また、コーポレートガバナンス・コードへの対応を含め、取締役会の更なる機能強化に取り組み、継続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

昨年、当社はオンラインストアにおける化粧品原産国誤表記事案において消費者庁から業務改善を含めた措置命令を受けました。当社は、このような事態を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制の更なる強化・徹底に努めてまいります。

今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第151期)	2017年度 (第152期)	2018年度 (第153期)	2019年度 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	923,601	907,805	912,848	919,094
営業利益 (百万円)	34,000	35,318	26,661	25,582
経常利益 (百万円)	37,215	38,606	31,234	23,200
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	20,870	23,658	16,443	16,028
1株当たり当期純利益 (円)	119.43	135.39	94.10	93.29
総資産 (百万円)	986,464	1,035,807	1,078,130	1,168,503
純資産 (百万円)	421,890	449,526	461,585	455,871

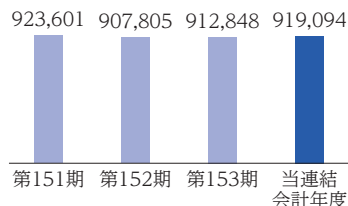
■ 事業報告

注 記

- ①2018年度（第153期）より、国際財務報告基準（IFRS）を適用する在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、2017年度（第152期）については、遡及適用後の数値を記載しております。
- ②国際財務報告基準（IFRS）を適用する在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」（2016年1月13日以下、「IFRS第16号」という。）を、当連結会計年度の期首から適用しております。IFRS第16号はリースの借手に、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識すること等を要求しており、当該会計基準の適用にあたっては、その経過措置で認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。
- ③当社は、2018年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2016年度（第151期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

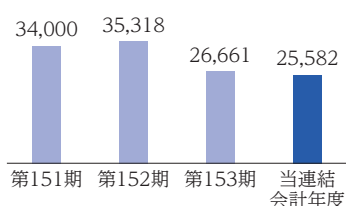
営業収益

(百万円)



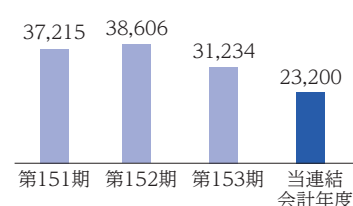
営業利益

(百万円)



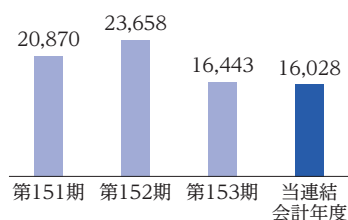
経常利益

(百万円)



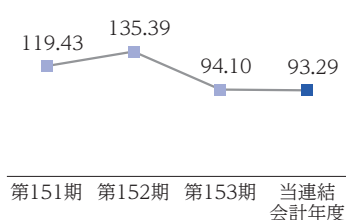
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



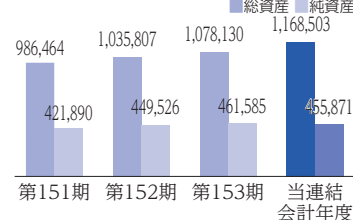
1株当たり当期純利益

(円)



総資産／純資産

(百万円)



⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

ア. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社岡山高島屋	90 百万円	66.6%	百貨店業	岡山市北区
株式会社岐阜高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	岐阜市
株式会社米子高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	鳥取県米子市
株式会社高崎高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 <small>シンガポールドル</small>	100.0	百貨店業	シンガポール
上海高島屋百貨有限公司	610 <small>百万元</small>	100.0 (66.8)	百貨店業	上海市長寧区
タカシマヤ ベトナム LTD.	32 <small>USドル</small>	100.0 (100.0)	百貨店業	ホーチミン市
サイアムタカシマヤ(タイランド)CO., LTD.	2,200 <small>百万バーツ</small>	51.0 (51.0)	百貨店業	バンコク市
株式会社高島屋友の会	50 百万円	100.0	百貨店業	東京都中央区
東神開発株式会社	2,140 百万円	100.0	商業開発業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.	8,526 <small>シンガポールドル</small>	100.0 (100.0)	商業開発業	シンガポール
高島屋クレジット株式会社	100 百万円	66.6	金融業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイティブ株式会社	100 百万円	100.0	建築業	東京都中央区

注 記

- ①当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有比率であります。
- ②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
- ③2020年3月1日付で、高島屋クレジット株式会社は、高島屋保険株式会社を吸収合併し、商号を「高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社」に変更いたしました。

イ. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	33.4%	百貨店業	名古屋市市中村区
株式会社伊予鉄高島屋	100 百万円	33.6%	百貨店業	愛媛県松山市

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、商業開発業、金融業、建装業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店舗

支店及び支店所属の店舗	所在地
大阪店	大阪市中央区難波5丁目1番5号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
京都店	京都市下京区四条通河原町西入真町52番地
洛西店	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5
泉北店	堺市南区茶山台1丁3番1号
日本橋店	東京都中央区日本橋2丁目4番1号
横浜店	横浜市西区南幸1丁目6番31号
港南台店	横浜市港南区港南台3丁目1番3号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号
玉川店	東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
立川店	東京都立川市曙町2丁目39番3号
大宮店	さいたま市大宮区大門町1丁目32番地
柏店	千葉県柏市末広町3番16号

9 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当 社	4,631名	100名減
連結子会社	3,194名	164名増
合 計	7,825名	64名増

注 記

- ①従業員は就業人員であります。
- ②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は5,794名で、総従業員数は13,619名（前期末比12名減）であります。

10 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	40,000 <small>百万円</small>
株式会社三菱UFJ銀行	16,650
株式会社日本政策投資銀行	10,000

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする34社による協調融資団であります。

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、当社ウェブサイト「高島屋オンラインストア」に掲載の化粧品等の一部ブランド商品において、実際の実原産国（地）と異なる国名を表記し販売しており、この表記が景品表示法に違反するものとして、消費者庁から2019年6月13日付で措置命令を受けました。当社は従前よりコンプライアンス経営の徹底を図っておりますが、今般の事態を厳粛に受け止め、表記内容のチェック体制の一層の強化を含む再発防止策を現在実施しておりますが、今後、更なるコンプライアンスの強化・徹底に継続的に努めてまいります。
- ② 当社は、2019年10月11日開催の取締役会で、「三井ショッピングパークららぽーと海老名」にテナントとして出店したタカシマヤスタイルメゾンの営業終了を決議し、2020年

2月16日をもって営業を終了いたしました。

- ③ 当社は、2019年10月11日開催の取締役会で、2020年8月16日をもって高島屋港南台店の営業を終了することを決議いたしました。
- ④ 当社は、2019年10月11日開催の取締役会で、当社の連結子会社である株式会社米子高島屋の株式のうち当社保有の全株式を株式会社ジョイアーバンに譲渡することを決議し、2020年3月1日に譲渡いたしました。
- ⑤ 当社は、2019年10月11日開催の取締役会で、当社の連結子会社であるDear Mayuko株式会社を解散し清算することを決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 166,733,368株（自己株式11,026,113株を除く。）
- ③ 株 主 数 108,397名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,255 ^{千株}	9.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,951	6.0
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	8,887	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,965	3.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,961	3.0
高 島 屋 共 栄 会	3,395	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,920	1.8
相 鉄 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,402	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,845	1.1
高 島 屋 社 員 持 株 会	1,816	1.1

注 記

当社は、自己株式11,026,113株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年6月25日開催の取締役会決議に基づき、当事業年度中に自己株式8,000,000株を取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2013年11月25日開催の取締役会決議により発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 2,500個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式9,372,773株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,667.3円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2020年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

② 2018年11月20日開催の取締役会決議により発行した「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 6,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,522,935株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,180円
- 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月20日から2028年11月22日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2020年2月29日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木弘治	取締役会長（代表取締役）	
村田善郎	取締役社長（代表取締役） CSR推進室、業務監査室担当	
栗野光章	専務取締役（代表取締役） 営業本部長、 ライフデザインオフィス長	
山口健夫	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、秘書室担当	
岡部恒明	常務取締役（代表取締役） 企画本部長、IT推進室担当	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
亀岡恒方	常務取締役 関西代表、営業本部大阪店長	株式会社岡山高島屋取締役
田中良司	常務取締役 営業本部日本橋店長	
安田洋子	常務取締役 営業本部営業推進部長	株式会社伊予鉄高島屋取締役 株式会社岡山高島屋取締役
井上淑子	常務取締役 営業本部副本部長、MD本部長	
中島馨	取締役	大末建設株式会社社外取締役
後藤晃	取締役	
鳥越けい子	取締役	一般社団法人日本サウンド スケープ協会代表理事
鋤納健治	常勤監査役	
平本彰	常勤監査役	
武藤英二	監査役	株式会社群馬銀行社外取締役 りんかい日産建設株式会社 社外監査役
西村寛	監査役	Moore至誠監査法人代表社員 Moore至誠税理士法人代表社員

注 記

- ①取締役中島 馨氏、後藤 晃氏、鳥越けい子氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ②監査役武藤英二氏、西村 寛氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥2019年5月30日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容
村 田 善 郎	株式会社ジェイアール東海高島屋取締役を退任
岡 部 恒 明	株式会社ジェイアール東海高島屋取締役に就任

- ⑦2020年2月29日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容
安 田 洋 子	株式会社伊予鉄高島屋取締役、株式会社岡山高島屋取締役を退任

⑧2020年3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
村田善郎	取締役社長（代表取締役） 業務監査室担当	取締役社長（代表取締役） CSR推進室、業務監査室担当
岡部恒明	常務取締役（代表取締役） 企画本部長	常務取締役（代表取締役） 企画本部長、IT推進室担当
田中良司	取締役 特命担当	常務取締役 営業本部日本橋店長
安田洋子	取締役 企画本部付	常務取締役 営業本部営業推進部長

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役14名 394百万円（うち社外取締役3名 29百万円）

監査役 4名 62百万円（うち社外監査役2名 17百万円）

注 記

- ①報酬等の額には第154回定時株主総会において決議予定の取締役賞与41百万円を含めております。
- ②取締役の人数及び報酬等の額には、2019年5月21日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含めております。
- ③当社では、役員報酬の決定プロセスにおける公正性・透明性を確保する目的で、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会で取締役・執行役員の評価及び個人別報酬額について審議しております。役員報酬体系は、基本報酬と賞与で構成されており、基本報酬には、単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬を導入しております。また、株主・投資家の皆様と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上への取組を促すことを目的に、自社株式取得報酬を導入しております。社外取締役及び監査役の役員報酬は、基本報酬のみで構成されております。

③ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中島 馨	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	後藤 晃	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鳥越 けい子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	武藤 英二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	西村 寛	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会11回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注 記

- ①取締役中島 馨氏の兼職先である大末建設株式会社、取締役鳥越けい子氏の兼職先である一般社団法人日本サウンドスケープ協会、監査役武藤英二氏の兼職先である株式会社群馬銀行、りんかい日産建設株式会社、監査役西村 寛氏の兼職先であるMoore至誠監査法人、Moore至誠税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。
- ②当社は、当社ウェブサイト「高島屋オンラインストア」に掲載の化粧品等の一部ブランド商品において、実際の実産国(地)と異なる国名を表記し販売しており、この表記が景品表示法に違反するものとして、消費者庁から2019年6月13日付で措置命令を受けました。各社外取締役及び社外監査役は、平素より取締役会及び監査役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件判明後は、当社及び当社グループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに再発防止策の策定につき積極的な発言や指導を行い、コンプライアンス体制の強化に関する取組につき継続的に確認をしております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	119百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	13百万円
計	133百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	157百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	17百万円
計	175百万円

注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）の適用検討に係る助言業務等を依頼し、対価を支払っております。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limited、サイアム タカシマヤ（タイランド）CO.,LTD.はEY Office Limitedの法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

① コンプライアンス体制

「当社及びグループ各社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践します。
- ② 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認します。
- ③ 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- ④ 社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取組状況等をグループ横断的に検証し、強化します。
- ⑤ 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。
- ⑥ CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑦ 不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。匿名でも受け付け、秘匿性を保障、通報者に不利益が及ばないことを確保し、当事者の通報に対しては処分等の減輕免除を考慮します。また、「法務相談窓口」を設置し、より多くの内部通報を受け付け、自浄作用を高めます。
- ⑧ 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。

② リスクマネジメント体制

「当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。また、新たな取組に関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ② 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。
- ③ 反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

③ 情報保存・管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令及び当社の社内規定に従い、適切に保存し、管理します。

④ 適正かつ効率的な職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃、経営および業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直しを図ります。
- ② 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要ある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行います。

⑤ グループ会社管理体制

「グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針

- 管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ②当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
 - ③グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

⑥ 監査役補助体制

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- ①監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
- ②当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

⑦ 監査役への報告体制

「当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制」

- ①当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
- ②監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
- ③当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ④当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

⑧ 監査役監査の実効性確保の体制

「監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
- ② 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
- ③ 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
- ④ 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。

方針管理として、第154期事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、コンプライアンス経営の徹底や内部統制の状況を検証し、強化するために、「高島屋グループCSR委員会」を開催しております。ここでは、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取組状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認しております。

当事業年度においては、消費者庁から2019年6月13日付で措置命令を受けた事態を厳粛に受け止め、表記内容のチェック体制の一層の強化を含む再発防止策を現在実施しておりますが、今後、更なるコンプライアンスの強化・徹底に継続的に努めてまいります。

リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、「グループ会社リスクに対する、本社管理体制の課題と対応の方向性」、「当社グループにおけるCookieの開示策」及び「委託先管理不備リスクへの対応」等について検討し、対応を実施いたしました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、グループ全体における定期的な内部監査と、経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。また、海外拠点に対する事業運営のガイドラインを示した「グローバル拠点管理スタンダード」に基づき、各事業拠点で自主点検シートを活用した内部チェックを行うなど、海外拠点の監査も実施いたしました。

監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役会に報告しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	287,764
現金及び預金	89,820
受取手形及び売掛金	115,919
商品及び製品	44,374
仕掛品	323
原材料及び貯蔵品	1,276
その他	36,704
貸倒引当金	△ 655
固定資産	880,739
有形固定資産	715,804
建物及び構築物	193,471
機械装置及び運搬具	437
工具、器具及び備品	15,973
土地	412,051
リース資産	2,876
建設仮勘定	2,564
使用権資産	88,429
無形固定資産	37,939
借地権	10,567
のれん	2,769
使用権資産	5,193
その他	19,409
投資その他の資産	126,995
投資有価証券	76,598
差入保証金	27,733
繰延税金資産	20,112
その他	4,856
貸倒引当金	△ 2,305
資産合計	1,168,503

科目	金額
負債の部	
流動負債	397,915
支払手形及び買掛金	102,626
短期借入金	42,185
1年内償還予定の社債	25,118
リース債務	7,733
未払法人税等	5,076
前受金	101,717
商品券	53,037
預り金	24,000
ポイント引当金	2,796
役員賞与引当金	41
建物修繕工事引当金	74
関係会社整理損失引当金	966
その他	32,539
固定負債	314,717
社債	70,394
長期借入金	55,344
リース債務	88,102
資産除去債務	3,524
退職給付に係る負債	56,137
役員退職慰労引当金	276
環境対策引当金	258
建物修繕工事引当金	3,516
繰延税金負債	2,905
再評価に係る繰延税金負債	6,342
その他	27,914
負債合計	712,632
純資産の部	
株主資本	413,456
資本金	66,025
資本剰余金	55,026
利益剰余金	308,397
自己株式	△ 15,993
その他の包括利益累計額	21,247
その他有価証券評価差額金	5,990
繰延ヘッジ損益	△ 0
土地再評価差額金	5,926
為替換算調整勘定	8,948
退職給付に係る調整累計額	381
非支配株主持分	21,168
純資産合計	455,871
負債純資産合計	1,168,503

■ 計算書類等

連結損益計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		919,094
売上高		848,494
売上原価		633,368
売上総利益		215,125
その他の営業収入		70,599
営業総利益		285,725
販売費及び一般管理費		260,142
営業利益		25,582
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,451	
持分法による投資利益	2,093	
固定資産受贈益	570	
その他営業外収益	616	5,730
営業外費用		
支払利息	5,377	
建物修繕工事引当金繰入額	2,115	
為替差損	166	
債務勘定整理繰戻損	247	
その他営業外費用	207	8,113
経常利益		23,200
特別利益		
固定資産売却益	18,276	
投資有価証券売却益	38	
その他	24	18,339
特別損失		
固定資産除却損	5,432	
関係会社整理損失引当金繰入額	966	
減損損失	8,980	
その他	1,202	16,582
税金等調整前当期純利益		24,957
法人税、住民税及び事業税	7,444	
法人税等調整額	907	8,351
当期純利益		16,606
非支配株主に帰属する当期純利益		577
親会社株主に帰属する当期純利益		16,028

貸借対照表 (2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	150,261	流動負債	346,447
現金及び預金	26,517	買掛金	58,896
受取手形	369	短期借入金	141,755
売掛金	52,317	1年内償還予定の社債	25,013
商品	37,304	リース債務	662
貯蔵品	757	未払金	17,684
前渡金	334	未払法人税等	668
前払費用	2,988	未払費用	1,077
短期貸付金	15,683	前受金	3,897
立替金	9,390	商品券	39,854
その他	8,942	預り金	49,187
貸倒引当金	△ 4,343	役員賞与引当金	41
固定資産	662,573	ポイント引当金	2,726
有形固定資産	503,816	建物修繕工事引当金	74
建物	131,529	その他	4,908
構築物	1,761	固定負債	197,518
車両運搬具	4	社債	70,262
工具、器具及び備品	9,747	長期借入金	54,500
土地	357,618	リース債務	1,723
リース資産	2,156	退職給付引当金	52,044
建設仮勘定	998	環境対策引当金	258
無形固定資産	21,623	建物修繕工事引当金	3,516
借地権	3,765	関係会社事業損失引当金	1,455
共同施設負担金	4,867	長期預り金	7,031
ソフトウェア	7,605	再評価に係る繰延税金負債	5,767
その他	5,384	その他	957
投資その他の資産	137,133	負債合計	543,966
投資有価証券	24,410	純資産の部	
関係会社株式	49,192	株主資本	259,523
長期貸付金	33,725	資本金	66,025
差入保証金	19,832	資本剰余金	54,028
繰延税金資産	13,812	資本準備金	36,634
その他	739	その他資本剰余金	17,393
貸倒引当金	△ 4,579	利益剰余金	155,622
資産合計	812,835	利益準備金	60
		その他利益剰余金	155,562
		固定資産圧縮積立金	30,046
		別途積立金	72,070
		繰越利益剰余金	53,445
		自己株式	△ 16,152
		評価・換算差額等	9,345
		其他有価証券評価差額金	4,272
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	5,073
		純資産合計	268,868
		負債純資産合計	812,835

■ 計算書類等

損益計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		722,236
売上高		707,618
売上原価		539,892
売上総利益		167,726
その他の営業収入		14,617
営業総利益		182,344
販売費及び一般管理費		178,415
営業利益		3,928
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,958	
雑収入	840	12,799
営業外費用		
支払利息	1,713	
建物修繕工事引当金繰入額	2,115	
貸倒引当金繰入額	2,631	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,163	
雑損失	569	8,193
経常利益		8,534
特別利益		
固定資産売却益	17,389	
投資有価証券売却益	38	
その他	24	17,452
特別損失		
固定資産除却損	4,996	
関係会社株式評価損	5,319	
減損損失	4,962	
その他	683	15,961
税引前当期純利益		10,024
法人税、住民税及び事業税	224	
法人税等調整額	503	727
当期純利益		9,296

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2020年4月3日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御中

2020年4月3日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2019年3月1日から2020年2月29日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月9日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 鋤 納 健 治 ⑩

常勤監査役 平 本 彰 ⑩

社外監査役 武 藤 英 二 ⑩

社外監査役 西 村 寛 ⑩

以 上

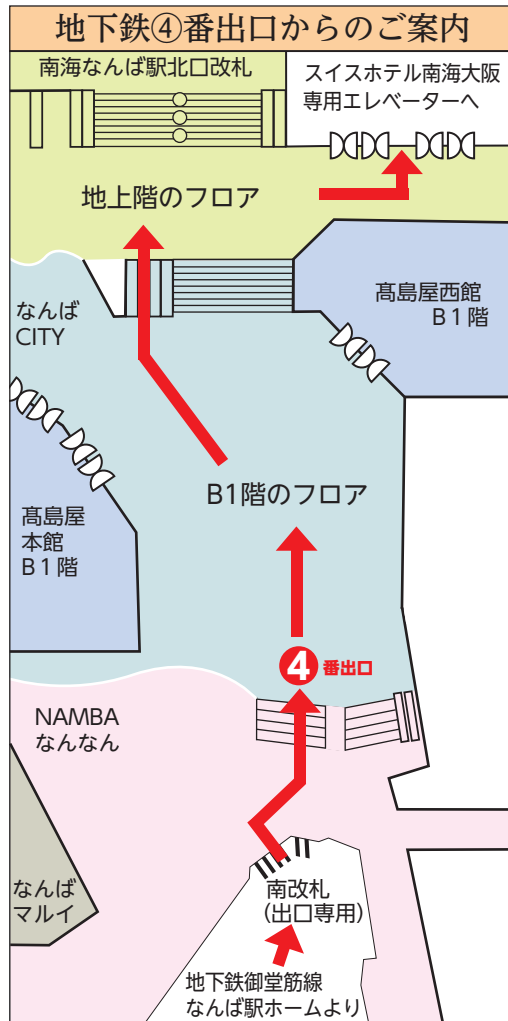
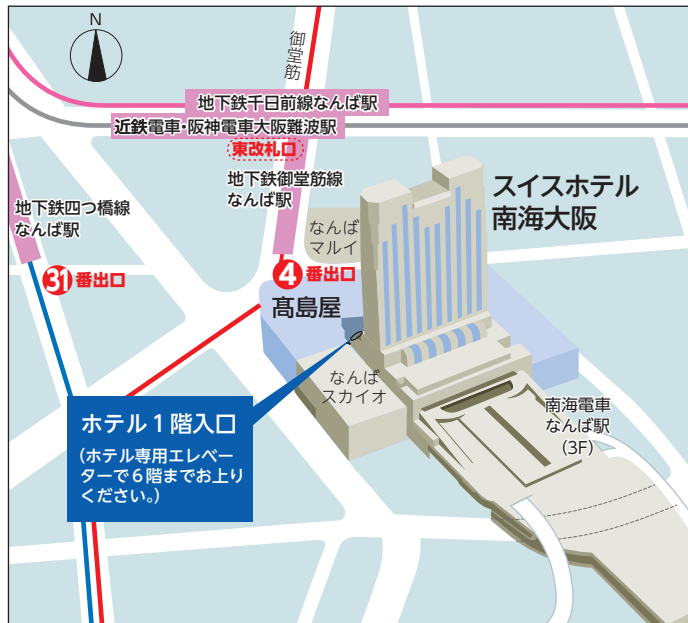
株主総会会場へのご案内

会場

大阪市中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



交通のご案内

▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」31番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

北口改札を出て左（西）側のホテル専用入口が便利です。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 **Takashimaya**

ホームページアドレス <https://www.takashimaya.co.jp/>

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

 **VEGETABLE
OIL INK**